

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局公文書館）…一

規則（公）

○東京都暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則……………一

○東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則の一部を改正する規則……………二

公告

○都市計画の案（七件）……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部調整課）…二

○管理処分計画の変更の縦覧……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…四

雑報

○東京都職員共済組合組合員互選議員選挙の結果……………（東京都職員共済組合）…四

規則

東京都特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百八十四号

東京都特定歴史公文書等の利用等に関する規則の一部を改正する規則

東京都特定歴史公文書等の利用等に関する規則（令和二年東京都規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「国民健康保険、健康保険、船員保険、

後期高齢者医療若しくは」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十一条の三第一項に規定する書面、船員

保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の二第一

項に規定する書面、国民健康保険法（昭和三十三年法律第

百九十二号）第九条第二項（同法第二十二条において準用

する場合を含む。）に規定する書面、高齢者の医療の確保

に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第

三項に規定する書面、防衛省の職員の給与等に関する法律

（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第六項に

規定する書面、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律

第二百二十八号）第五十三条の二第一項（私立学校教職員共

済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条にお

いて同項の規定を読み替えて準用する場合を含む。）に規

定する書面若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七

年法律第百五十二号）第五十五条の二第一項に規定する書

面、「に改め、「国家公務員共済組合若しくは地方公務

員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者

証」及び「特別児童扶養手当証書」を削る。

第十二条第二項中「光ディスク」を「電磁的記録媒体

（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規則（公）

東京都暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月2日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬 道明

●東京都公安委員会規則第16号

東京都暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

東京都暴力団排除条例施行規則（平成23年7月15日東京都公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削り、同条第4号中「第33条第2号」を

「第34条」に改め、同条を同条第3号とし、同条第5号

を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上

げ、同条第10号中「施用を受けること」を「受施用」に、

「又は第66条」を「、第66条」に、「に規定」を「又は第

66条の2（施用及び施用のための交付並びに受施用に係る

部分に限る。）に規定」に改め、同条を同条第9号とし、

同条第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同条第

13号ア中(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とし、同条イ中(イ)

を削り、(ウ)を(イ)とし、(エ)を(ウ)とし、同条を同条第12号と

し、同条第14号を第13号とし、第15号を第14号とする。

附則

1 この規則は、令和6年12月12日から施行する。ただし

し、第2条第4号の改正規定（「第33条第2号」を「第34条」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行前にしたこの規則による改正前の東京都暴力団排除条例施行規則第2条第3号及び第13号に規定する罪に当たる行為は、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第5号の規定の適用に当たっては、この規則による改正後の東京都暴力団排除条例施行規則第2条に規定する罪に当たる行為とみなす。 東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和6年12月2日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 ●東京都公安委員会規則第17号 東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則の一部を改正する規則 東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則（平成26年12月19日東京都公安委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。 別記様式第3号中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改める。 附 則 1 この規則は、令和6年12月12日から施行する。		
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則別記様式第3号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。 公 告 都市計画の案について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画区域区分に係る都市計画の案を次のように公告する。 なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。 令和六年十二月二日 東京都知事 小 池 百合子 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 東京都市計画区域区分 市街化区域 追加する部分 江東区海の森一丁目、海の森二丁目、海の森三丁目、大田区令和島一丁目及び令和島二丁目各地内並びに江東区海の森三丁目地先 二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）並びに江東区役所及び大田区役所 三 縦覧期間 公告の日から二週間 四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号		
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 都市計画の案について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。 なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。 令和六年十二月二日 東京都知事 小 池 百合子 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域 東京都市計画用途地域 第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 近隣商業地域 準工業地域 追加する部分 江東区海の森三丁目地先並びに大田区令和島一丁目、令和島二丁目及び足立区江北一丁目各地内 削除する部分 足立区江北四丁目地内 追加する部分 足立区江北二丁目地内 追加する部分 足立区江北二丁目及び江北四丁目各地内 追加する部分 江東区海の森三丁目地先並びに大田区令和島一丁目、令和島二丁目及び足立区江北二丁目各地内 追加する部分 足立区江北二丁目地内		

変更する部分 足立区江北一丁目地内 追加する部分 工業専用地域 江東区海の森一丁目、海の森二丁目及び海の森三丁目各地内 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）並びに江東区役所、大田区役所及び足立区役所 公告の日から二週間 縦覧期間 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 都市計画の案について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画臨港地区に係る都市計画の案を次のように公告する。 なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。 令和六年十二月二日 東京都知事 小 池 百合子 都市計画の種類 東京都市計画臨港地区 追加する部分 江東区海の森一丁目、海の森二丁目、海の森三丁目、大田区令和島一丁目及び令和島二丁目各地内並びに江東区海の森三丁目地先	削除する部分 江東区青海一丁目、青海二丁目及び有明三丁目各地内 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）並びに江東区役所及び大田区役所 公告の日から二週間 縦覧期間 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 都市計画の案について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。 なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。 令和六年十二月二日 東京都知事 小 池 百合子 都市計画の種類 東京都市計画地区計画 変更する部分 晴海地区地区計画 中央区晴海四丁目地内 縦覧場所 縦覧期間 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号	東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 都市計画の案について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。 なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。 令和六年十二月二日 東京都知事 小 池 百合子 都市計画の種類 東京都市計画地区計画 変更する部分 若葉地区地区計画 新宿区若葉一丁目、若葉二丁目、若葉三丁目、南元町及び須賀町各地内 縦覧場所 縦覧期間 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 都市計画の案について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画下水道に係る都市計画の案を次のように公告する。
--	---	--

